

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) データ

富山県警察が設置する街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）によって撮影した映像を電磁的に媒体に記録したものをいう。

(2) 街頭防犯カメラシステム

防犯カメラ及び当該システムによって撮影した映像を録画する装置をいう。
(設置場所の明示)

第3条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、設置場所において防犯カメラが設置されていることを明らかにしたり、富山県警察ホームページ上に掲載するものとする。

(責任者の指定等)

第4条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用について、責任者を指定するとともに、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう、慎重を期さなければならない。

(データの活用)

第5条 データは、犯罪の捜査その他警察の職務執行のため、必要と認められる限度において活用することができる。

(報告)

第6条 本部長は、前条の規定によりデータを活用した場合は、富山県公安委員会に定期的に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況について、定期的に公表するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

富山県告示第89号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		合同会社スマイルハートかどや
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	訪問介護センターかどや
	所在地	射水市新片町5-25
	介護保険事業所番号	1671100426
廃止の届出を受理した年月日		令和8年1月29日

富山県告示第90号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1670203155	
指定年月日	令和8年3月1日	
申請者	名称	株式会社トモエ
事業所	所在地	高岡市中田5165番地4

	名称	ヘルパーステーションはるうらら
サービスの種類	訪問介護	

富山県告示第91号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方
富山市八尾町栃折字峯 361の6、367の13、字南山3393、3398、3463、3463の2、3472の3、字桂ノ平3553	高桑進
富山市八尾町栃折字峯 361の7、365の8、字南山3392、3465、3467、3473、字桂ノ平3556、3571	中崎進一
富山市八尾町栃折字峯 362の4、字桂ノ平3476	山崎潤子
富山市八尾町栃折字峯 362の4、字桂ノ平3476	山崎俊光
富山市八尾町栃折字峯 365の14、367の5、字桂ノ平3557、字貉ヶ峯3664	中口福一
富山市八尾町栃折字峯 365の15から365の17まで、365の19、365の20、字南山3446、字貉ヶ峯3640、3646、3651、3652、3671	株式会社上坂漆行
富山市八尾町栃折字峯 367の2、367の12、369の2、369の3、370の3、字間平 417の1、417の4、419の7、420の4、字泉 421の4、421の5、421の11、422の4、	中林甚正

422の15、字細尾 439の9、441の2、441の7、字南山3390、字桂ノ平3531の3、字地極谷3699、3718の1、3718の2、3721、3723、3726、3727、3730、3732	
富山市八尾町栃折字峯 367の3、371、372、字桂ノ平3531の2	小林作右衛門
富山市八尾町栃折字細尾 439の3、字貉ヶ峯3653、3660、3666	久保徳次郎
富山市八尾町栃折字細尾 439の3、字貉ヶ峯3660、3666	中村一成
富山市八尾町栃折字細尾 442の7	北村松次郎
富山市八尾町栃折字南山3384の2、字貉ヶ峯3669の2	徳圓寺
富山市八尾町栃折字南山3385、3393の2、3472の2	高橋友子
富山市八尾町栃折字南山3391	若松登志樹
富山市八尾町栃折字桂ノ平3498、3500、3502	高田みち子
富山市八尾町栃折字桂ノ平3498、3500、3502	茗島庄太郎
富山市八尾町栃折字地極谷3714、3715	中田定一
富山市八尾町栃折字地極谷3716、3717	高桑甚蔵

2 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和8年2月4日農林水産省告示第92号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、令和7年10月17日富山県告示第390号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

3 森林法第189条による掲示

令和8年2月24日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第92号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により青少年に有害な図書等として次のとおり指定をするので、同条例第22条の規定により公示する。

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。
- ウ 富山県における令和7・令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、一般建築工事の等級がAの者として登載されており、かつ、一般建築工事に係る総合数値が950点以上の者として登載されていること。
- エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

- (2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.tch.pref.toyama.jp/>

- (3) 提出期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月11日（水）まで（富山県の休日定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月25日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和8年3月12日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月17日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和8年3月18

日（水）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、令和8年3月13日（金）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月25日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 令和8年3月30日（月）午後1時30分

(2) 入札の場所 中央診療棟1階11会議室

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院中央診療棟3階36会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配付の際に、併せて様式の配付を受け、作成すること。

(3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

(4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院中央病棟A等屋上防水劣化改修工事
2. 履行期限 令和8年9月10日まで

(提出者)

業者番号
業者名称
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表FAX番号
部署名
商号(連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先E-Mail
添付資料

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院中央病棟A等屋上防水劣化改修工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における令和7・令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、一般建築工事の等級がAの者として登載されており、かつ、一般建築工事に係る総合数値が950点以上の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと

土地改良区の役員の退任

西条畑地かんがい土地改良区の役員であった次の者が令和7年4月13日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	西川 征雄	氷見市窪 997番地

土地改良区の役員の就任

射水平野土地改良区の役員に次の者が令和7年9月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	出町 譲	高岡市大手町11番37号
同	永森 雅之	富山市寺町 382番地

土地改良区の役員の退任

庄川上流用水土地改良区の役員であった次の者が令和8年2月17日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	宮本 博之	南砺市北野 270番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年3月6日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ氷見島尾店 氷見市島尾247番 ほか
- 2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ
- 4 新設の日 令和8年10月7日
- 5 店舗面積の合計 1,353㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側／52台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側／15台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側／32㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側／7.26㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所／敷地北側2箇所、敷地東側1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和8年2月24日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 10 縦覧期間 令和8年3月6日から令和8年7月6日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

公示送達の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は富山県収用委員会事務局（富山県土木部管理課内）において保管してあるので、出頭のうえ、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和8年3月26日を経過した時をもってその書類の送達があったものとみなされます。

1 事件名

一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類

令和8年2月27日付け7富収第1号に係る裁決書

3 送達を受けるべき者

住所不明。ただし、最後の本籍地 北海道天塩郡天塩村字川口 268番地の1
木田 玉子

令和8年3月6日

富山県収用委員会
会長 足立 政孝